

## 平成 30 年度事業計画

## 事業実施の方針

- \* 倉敷伝統美観条例策定 50 周年記念事業企画実施と支援
- \* 地域資産の利活用「宮坂町の家プロジェクト」「御坂の家」「Y 家」ほか
- \* 暮らしの質を高める活動の実施（e-コミュニティ研究所、「宮坂町の家プロジェクト」）
- \* 備中 no 町家 de クラスの実施（備中町並みネットワーク主催）
- \* 備中町並みネットワーク
- \* 記念誌発行
- \* 歴史的町並みの保存に関する研究・調査・啓発と提言
- \* 中心市街地の町家悉皆調査継続
- \* 中心市街地活性化計画に伴う事業の推進（公共空間の整備・「まちなか居住・営業ガイドブック（倉敷しぐさ）」作成）
- \* 教育機関との協働事業（COC 事業・倉敷芸科大、川崎医療福祉大学、水島工業高等学校）
- \* Kurashikimaps プロジェクトの活用
- \* 町家・町並みの保存・保全を基に総合的なまちづくりに関与する
- \* 町家・町並み再生のための組織づくり

## 《展開》

今年度は伝美条例策定 50 周年に当たる。倉敷の町並みが残ったのはこの条例の策定によるところが大きい。しかし、いまだ倉敷では多くの町家が評価されることもなく壊されている。2 月に開催された「第 7 回全国町家再生交流会」で町家再生のプロセスが議論され、町家を継承するためのルール作りを早急に策定することが必要であることを指摘された。また現場では技術集団と研修のしくみ、町家流通のための不動産流通組織、町家を愛する市民の組織、再生利活用の相談窓口、資金調達などの組織がそれぞれに組織化され有機的に活動することが重要であることが認識された。倉敷ではそのような仕組みが不十分であり、今後の町家再生の進展が遅れる。そのため、まちづくり活動団体、行政、専門家、企業、教育機関、全国の町家再生に取り組む団体などとともに積極的に協働して活動に取り組む。

引き続き「備中町並みネットワーク」の進展を図り、町並み保存を進めるためのソフト事業として第 5 回「町家 de クラス」を全県で開催する。

「まちなか居住・営業ガイドブック（倉敷しぐさ）」の作成支援。倉敷の景観と暮らしの質を上げるために、最近移住してきた住人、移住を考えている人、店を構えて商売をする方、事業を展開する方と地域住民がうまくコミュニケーションを取り、まちの価値を高めるための、基本的な情報、古くからの暗黙の決まり事、新たに合意形成されたまちのルールをガイドブックとしてまとめ、認知、広報をする。

e-コミュニティ研究所、地域コミュニティなどと連携して高齢者支援のみならず支援を必要とする住民の課題解決を図るためのしくみづくりを支援する。

今後予想される南海・東南海地震時の減災や日常の町家の防火・耐震化促進を視野に入れた活動を展開する。

このような活動を継続推進するため、事務局機能の充実と、地域住民とのコミュニケーションを図りながら、会員、地域住民、各種団体、教育機関や企業、行政との協働で作業を進める。

- 1) 広報と情報提供
  - ・くらしき手帖の発行・ホームページ、ブログ、facebook など情報発信。メールマガジンの発信とメディアへの情報提供
  - ・講演会、展覧会などでのパネル展示
- 2) まちづくり活動の企画、協力、連携など
  - ・倉敷伝統美観条例策定 50 周年記念事業企画実施と支援
  - ・「町家 de クラス」の実施
  - ・まち歩きなどの企画・各種フォーラム、講演会、協議会に参加し、発表
  - ・教育機関と連携して町家改修、公共空間の整備、コミュニティの課題解決
  - ・備中町並みネットワーク参加
  - ・倉敷東社会福祉協議会参加
  - ・「まちなか居住・営業ガイドブック（倉敷しぐさ）」作成支援
  - ・東学区コミュニティ協議会まちづくり特別部会
  - ・全国まち並み保存連盟。11月：第41回全国町並みゼミ松代・長野大会へ参加
  - ・高梁川流域学校への協力
  - ・政策提言
- 3) 地域資産の再生利活用
  - ・「宮坂町の家」「Y家」利活用
  - ・再生町家を事務所として活用・交流事業 倉敷市東町1-2-1名倉家
  - ・旅館業の認可を受けた「御坂の家」事業継続
  - ・COC事業への協力「まちなか研究室東町」（倉敷芸術科学大学）
  - ・倉敷トワイライトホーム運営協力（川崎医療福祉大学）
  - ・中心市街地町家調査
  - ・未利用町家（空き家）の利活用対策と支援
  - ・川崎医療福祉大学他教育機関との連携によるまちづくり
- 4) 事務局体制
  - ・地域おこし協力隊員が入り、これまで遅れていた各種調査、活動を進め易くなった
  - ・多くの課題に挑戦できる体制をさらに広げていく。
  - ・財源確保のための補助金等への申請
- 5) その他事業推進のための活動等

#### 《組織の運営》

1. 理事会の開催 毎月1回 第1金曜日 10:00～
2. プロジェクトの推進 各種事業の運営管理を徹底するため理事を中心に部会運営を進め、必要に応じて各種プロジェクトチームを構成し事業の進行を図る。